

石川県エコ農産物表示要領

制	定	令和5年	3月30日生流第1847号
改	正	令和7年	3月31日生振第1413号
改	正	令和8年	4月8日生振第87号

(目的)

第1条 この要領は、石川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和5年3月30日生流第1847号。以下「認定要領」という。）第9条第2項の規定に基づき、エコ農産物の表示について必要な事項を定めることにより、エコ農業者及びエコ農業推進団体を支援するとともに、消費者に対してエコ農産物に対する適切な情報を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコ農産物 認定要領第4条の規定に基づいて、令和8年4月7日までに知事から認定を受けたエコ農業者及びエコ農業推進団体が認定計画に従って栽培した農産物をいう。
- (2) エコ農産物マーク（以下「マーク」という。） 前号の基準を満たす農産物であることを示す表示で、エコ農産物マーク取扱規程（以下「規程」という）で定めるものをいう。
- (3) 小分け業者 マークが貼付されている農産物を小分けし、小分け後の包装にマークを貼付する業者をいう。

(マークの使用許可申請)

第3条 マークの使用許可を受けようとするエコ農業者及びエコ農業推進団体は、次の内容を記載した使用許可申請書（別記様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 生産者の氏名及び住所
- (2) 生産するほ場の所在地
- (3) 生産するエコ農産物名
- (4) 導入する生産方式の内容

(5) エコ農産物の生産計画及び出荷計画

- 2 前項の申請書は、農林総合事務所を経由して提出するものとする。
- 3 エコ農業者及びエコ農業推進団体として認定を受けていない農業者、法人及び団体にあつては、認定要領第3条の実施計画の提出に併せて提出することができるものとする。
- 4 マークの使用許可を受けようとする小分け業者は、次の内容を記載した使用許可申請書（別記様式第2号）を作成し、知事に提出するものとする。
 - (1) 小分け業者の氏名及び住所
 - (2) 小分けする施設の名称及び所在地
 - (3) 小分けするエコ農産物名
 - (4) エコ農産物の小分け計画

(使用許可)

- 第4条 知事は、前条第1項又は第3項並びに第4項の申請があつた場合は、認定計画との整合性又は小分け計画の妥当性について審査を行い、内容等が適切であると認めるときは、使用を許可するものとする。
- 2 知事は、使用を許可したときは、使用許可証を交付するものとする。
 - 3 知事は、前項の交付を行ったときは、その内容を市町等に通知するものとする。

(マークの使用)

- 第5条 前条第2項の規定により交付を受けたエコ農業者（以下「許可エコ農業者」という。）及びエコ農業推進団体（以下「許可エコ農業推進団体」という。）並びに小分け業者（以下「許可小分け業者」という。）は、エコ農産物の出荷にあたり、マークを使用することができるものとする。
- 2 マークを使用するときは、エコマーク取扱規程に従って適正に行うものとする。
 - 3 マークを使用できる期間は、当該使用許可を受けた日から5年間とし、期間満了時に当該エコ農産物が栽培途中であるか、又は出荷途中である場合には、当該エコ農産物の出荷終了日までとする。

ただし、許可エコ農業者及びエコ農業推進団体にあつては、認定導入計画の目標年度の末日をもって期間満了とする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、マークの使用は、令和12年3月末日までとする。

(マークの使用許可申請内容の変更等)

第6条 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体並びに許可小分け業者（以下「許可エコ農業者等」という。）は、許可申請の内容に変更を生じたときは、すみやかに変更使用許可申請書（別記様式第3号）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の変更使用許可申請書の提出があったときは、変更の内容が本要領に適合するか否かを審査し、承認の可否を許可エコ農業者等に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体

（1）許可エコ農業者は、認定導入計画に沿った適正な栽培に努め、許可エコ農業推進団体は、認定されたエコ農業栽培体系に沿った適正な栽培に努めるものとする。

（2）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、エコ農産物の生産ほ場を特定し、別に定める事項を内容とする立て看板（別記様式第4号）をほ場の見やすい箇所に常時設置するものとする。

（3）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、エコ農産物を他の農産物と区分して管理するものとする。また米のとう精後の包装等にマークを付すときは、単体でとう精を行うものとする。

（4）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、エコ農産物生産出荷管理記録（別記様式第5号）及びエコ農産物マーク管理記録（別記様式第6号）を作成し、3年間以上保存するものとする。

（5）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、当該エコ農産物が第2条（1）に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかにマークの使用を中止するものとする。

（6）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、毎年8月末日までに、前年度の生産出荷管理記録（別記様式第5号）及びマークの使用実績（別記様式第8号）を県へ報告するものとする。

（7）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、毎年8月末日までに、当該年度の生産出荷計画（別記様式第9号）を県へ報告するものとする。

（8）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、第8条の規定による報告の求め及び現地調査に対し協力するものとする。

（9）許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、県が主催する表示に関する講習会について受講に努めるものとする。

2 許可小分け業者

（1）許可小分け業者は、エコ農産物を取り扱う施設を特定し、適正な小分け

作業に努めるとともに、別に定める事項を内容とする施設看板（別記様式第4号）を施設内の見やすい箇所に常時設置するものとする。

(2) 許可小分け業者は、エコ農産物を他の農産物と区分して管理するものとする。

また、米のとう精後の包装等にマークを付すときは、単体でとう精を行うものとする。

(3) 許可小分け業者は、エコ農産物小分け記録（別記様式第7号）及びエコ農産物マーク管理記録（別記様式第6号）を作成し、3年間以上保存するものとする。

(4) 許可小分け業者は、当該エコ農産物について化学合成資材の添加又は処理が行われた場合、又は他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合は、これらのロットについて当該マークを抹消しなければならない。

(5) 許可小分け業者は、毎年8月末日までに、前年度の小分け記録（別記様式第7号）及びマークの使用実績（別記様式第8号）を県へ報告するものとする。

(6) 許可小分け業者は、毎年8月末日までに、当該年度の小分け計画（別記様式第10号）を県へ報告するものとする。

(7) 許可小分け業者は、第8条の規定による報告の求め及び現地調査に対し協力するものとする。

(8) 許可小分け業者は、県が主催する表示に関する講習会について受講に努めるものとする。

（報告聴取、現地調査等）

第8条 知事は、マークが適切に使用されているかを確認するため、許可エコ農業者等から必要な報告を求め、又は生産者が管理する農地若しくは小分け業者が管理する小分け施設での現地調査を行うことができるものとする。

（許可の取り消し等）

第9条 知事は、マークの使用許可を受けていない者が不正にマークを使用したことを確認したときは、マークの使用を行った者に対しマークの使用中止を指導するとともに、悪質な場合は、当該年度を含む3箇年度、使用許可申請を受理しない。

2 知事は、許可エコ農業者等が第7条に定める遵守事項に違反または不正にマークを使用したことを確認したときは、マークの使用の中止を指導するとともに、悪質な場合は、マークの使用許可を取り消し、当該年度を含む3箇年度、当該生産者又は小分け業者に対して、使用を許可しない。

(農林総合事務所長の役割)

第10条 使用許可申請書、変更使用許可申請書及び各報告の進達

2 使用許可証、変更承認通知の申請者及び関係市町村への通知

3 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体に対する重点指導及び実施状況の確認

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、エコ農産物の表示に関し必要な事項は知事が定める。

附則 この要領は、令和5年3月30日から施行する

附則 この要領は、令和7年3月31日から施行する

附則 この要領は、令和8年4月 8日から施行する

